

断熱化住宅（断熱材）のご申請を検討されている方へ

●申請できる要件

- ①板橋区内の住宅（戸建・集合、個人・法人等）であり、対象となる**既存の屋上や屋根、天井、外気等に接する壁・床等のいずれか1面以上の断熱改修を行う方。**
- ②補助金交付申請時点において、**設置工事に着手していないこと。**
- ③**令和3年3月19日までに設置を終え、設置完了報告書等を提出できること。**
- ④個人の場合 住民税および軽自動車税を**滞納していないこと。**
- ⑤法人の場合 法人住民税を**滞納していないこと。**

●対象となる機器等

- ①既存の屋上や屋根、天井、外気等に接する壁・床等のいずれか1面以上の断熱改修を行うものであること。
 - ②一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が実施する「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」または「次世代省エネ建材支援事業」において、補助対象製品として登録されている断熱材及び断熱パネルであること。
- ※天井、外気等に接する壁・床等については、**居室の断熱改修を行う場合補助対象**になります。
- ※屋上や屋根については、居室を含まない断熱改修であっても補助対象となります。

●補助金額

設置に要する経費の25%

(上限85,000円、断熱材とあわせて窓の断熱改修を行う場合は上限120,000円)

※施工に直接必要のない経費は除きます。

●申請期間

令和2年4月1日～令和3年3月10日

※予算がなくなり次第終了となります。

●注意点

- ☆ **工事着手日前までに**補助金交付申請書等を提出していただく必要があります。
- ☆ 既存住宅の断熱改修が対象であり、**新築住宅は対象となりません。**また、増築部分に関しても、**対象外**となります。
- ☆ 交付申請時に既存の状態を示す写真、完了報告時に施工中・施工後の写真を提出していただく必要があります。(※**各状態を示す写真の提出がない場合、補助金を受けることができません。**)
- ☆ 遮熱塗装については補助対象機器等に該当しませんので、ご注意ください。

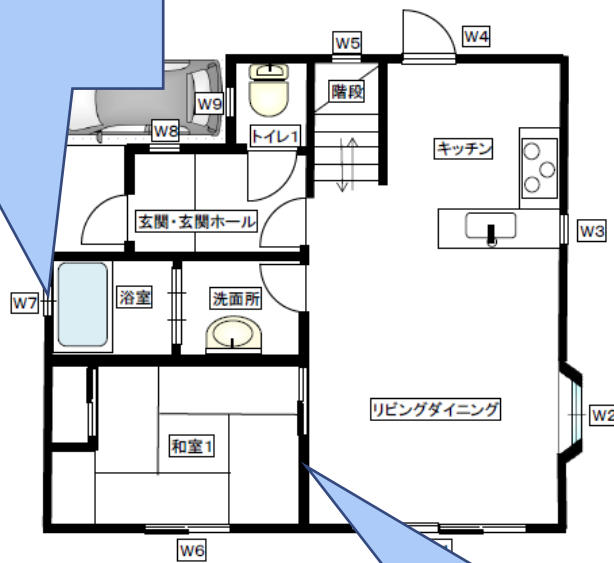
●対象となる居室とは

- ・リビング、ダイニング、台所、書斎又は寝室等（建築基準法上の居室）を指します。

※非居室（廊下、階段、浴室等建築基準法上の非居室）については、居室と併せて改修を行う場合、補助対象となります。

●補助対象・補助対象外箇所例

天井、外気等に接する壁・床等については、非居室（廊下、階段、浴室等）のみ断熱改修する場合、補助の対象となりません。



外気等に接する部分が補助対象となりますので、外気等に接しない間仕切り壁、階間部天井等については補助対象となりません。

※その他分からない点がございましたら、事前にお問い合わせください。



●申請に必要な書類〈全申請者共通〉

※申請は必ず**工事着手日前**に行ってください。

①**補助金交付申請書**（申請書は2ページありますのでご注意ください。）

※区ホームページでダウンロードできます。また板橋区役所北館7階12番窓口でも配布しております。

②**建物登記事項証明書**

発行後3カ月以内のもの

③**機器等の設置に係る見積書とその内訳書の写し**

設置する製品、数量等がわかるもの

※「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」または「次世代省エネ建材支援事業」に登録されているS I I登録型番を記載してください。

※S I I登録型番については、申請時点において最新の事業年度に登録されている型番をご記入ください。

④**パンフレット・カタログ等**

設置する製品の規格・仕様・性能等がわかるもの

⑤**既存の状態を示す写真（補助対象箇所全て）**

※施工する箇所全てを居室ごとに撮影してください。

⑥**施工箇所がわかる図面（手書き不可）**

※③～⑥に関して、施工する断熱材に通し番号を振る等、見積書とパンフレット・写真・図面の断熱材がそれぞれ合致するよう記載をお願いいたします。

提出書類が手元にあるかどうか、欄にチェックを入れて確認してください

●その他場合によって必要になる書類

①**発行後3か月以内の納税証明書（板橋区外で課税されている方は必須）**

・住民税及び軽自動車税納税証明書、または非課税証明書

【令和2年9月30日以前の申請の場合⇒令和元年度（平成31年度）】

【令和2年10月1日以降の申請の場合⇒令和2年度の証明書】

※板橋区が住民登録地かつ課税地の場合、補助金交付申請書2枚目に記載があります「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は原則として不要です。

②**所有者同意書**

・設置する住宅等が自己所有でない場合や共同所有の場合等、必要になります。

（区ホームページからダウンロードできます。また板橋区役所北館7階12番窓口でも配布しております。）

③**管理組合による承認書等**

マンション等に居住し、断熱改修が管理組合による承認が必要な場合、承認を得たことがわかる書類をご提出ください。

☆申請内容に変更がある場合は設置工事完了前までに変更届の提出が必要になります。(詳しくはお問い合わせください。)

●完了報告時に必要な書類<全申請者共通>

※令和3年3月19日までに提出してください。

①補助金設置完了報告書

②断熱材の設置に係る領収書と内訳書の写し

※申請者宛で発行されていること。

※内訳書について、設置する製品、数量等がわかるものであること。

③施工中・施工後の写真(補助対象箇所全て)

※施工する箇所全てを居室ごとに撮影してください。

※施工状況が確認しづらい場合、出荷証明書等の提出を求める場合があります。

④補助金交付請求書

⑤口座振替依頼書

※①④⑤は区所定の様式で、補助金交付決定時に送付しております。

提出書類が手元にあるかどうか、□欄にチェックを入れて確認してください

☆工事内容により別途必要な書類をご提出していただく場合があります。

☆ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

●申請方法

①申請者本人による窓口申請

②施工業者等代理人による窓口申請(委任状不要)

③郵送による申請

●担当・問い合わせ先

板橋区 資源環境部 環境政策課 脱炭素社会推進係(板橋区役所北館7階12番窓口)

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 電話 : 03-3579-2596 FAX : 03-3579-2589

ホームページアドレス

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005921.html>